

## 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度について

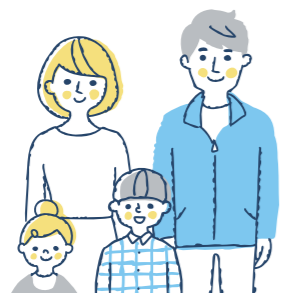
|   | 児童手当   | 児童扶養手当  | 特別児童扶養手当  |                  |                     |         |   |  |
|---|--|---|---|------------------|---------------------|---------|---|--|
| 概要  | 児童を養育する人に手当を支給することにより、家庭などにおける生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする制度です。  | 離婚などによって、父(母)と生計を同じくしていない児童(父(母)が重度障がい者の場合を含む)について、手当を支給することにより、母子・父子世帯などの生活の安定を図り、自立を促進する制度です。                               | 精神または身体が障がいの状態(政令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。  |                  |                     |         |   |  |
| 要件  | 18歳到達後最初の年度末までの間にある児童(留学中の場合などを除く)を監護養育している人に支給されます。   | 18歳到達後最初の年度末までの間にある児童(障がい児については20歳未満)を監護している母(父)、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。   | 精神または身体に障がいをもつ20歳未満の児童を監護している人に支給されます。<br>ただし、対象児童が児童福祉施設などに入所している場合は支給できません。   |                  |                     |         |   |  |
| 月額  | <table border="1"> <tr> <td>3歳未満</td> <td>15,000円</td> <td rowspan="2">第3子以降<br/>30,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上<br/>高校生年代<br/>まで</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>※養育するお子さん(22歳到達後の最初の年度末まで)のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。</p> | 3歳未満  | 15,000円   | 第3子以降<br>30,000円 | 3歳以上<br>高校生年代<br>まで | 10,000円 | <p>《令和8年4月分～》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●全部支給 48,050円</li> <li>●一部支給 11,340円～48,040円</li> </ul> <p>2人以上の児童を有する受給者に係る加算額については、第2子以降11,350円～5,680円</p> | <p>《令和8年4月分～》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●1級の人 58,450円</li> <li>●2級の人 38,930円</li> </ul> |
| 3歳未満  | 15,000円  | 第3子以降<br>30,000円  |   |                  |                     |         |   |  |
| 3歳以上<br>高校生年代<br>まで                                 | 10,000円  |   |   |                  |                     |         |   |  |
| 支給日   | 2・4・6・8・10・12月の10日   | 1・3・5・7・9・11月の11日   | 8・11・4月の11日   |                  |                     |         |   |  |
| 現況届提出月  | <p>6月頃</p> <p>現況届の提出は原則不要です。提出が必要な人には、個別に案内を送付します。</p>    | <p>8月</p> <p>現況届は、受給者の前年の所得の状況と8月1日現在の児童の養育状況を確認するための届です。この届を提出しないと、引き続き受給資格があっても、11月分(1月支給分)以降の手当が受給できなくなるため、必ず提出してください。</p> | <p>8～9月</p> <p>所得状況届は、受給者の前年の所得の状況と8月1日現在の児童の養育状況を確認するための届です。この届を提出しないと、引き続き受給資格があっても、8月分(11月支給分)以降の手当が受給できなくなるため、必ず提出してください。</p> |                  |                     |         |   |  |
| <p>支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の営業日に支給されます。</p>          |  |   |   |                  |                     |         |   |  |
| <p>●所得が一定以上の場合には手当が支給されません。(所得制限限度額はそれぞれ異なります。)</p> |  |   |   |                  |                     |         |   |  |

図 福祉課 福祉・手当係 ☎ 932-1111(代) FAX 933-7512(代)

## 宇美八幡宮『子安大祭』の「御神幸」が斎行されました

4月12日(日)、宇美八幡宮において、こどもの健やかな成長を祈願する春の大祭『子安大祭』が斎行されました。今年は、2年に一度の「御神幸」(宇美町指定無形民俗文化財)も執り行われ、笛の音色が響く中、御神輿行列と稚児行列が井野頓宮までゆっくりと歩いて向かいました。井野頓宮では「浦安の舞」の奉納や餅まきが行われ、稚児行列に参加したこどもは笑顔いっぱい楽しんでいました。

御神幸行列が宇美八幡宮に帰還した後は、神楽殿で宇美神楽(福岡県指定無形民俗文化財)が奉納され、多くの観客を魅了しました。

また、境内では、宇美町商工会青年部による「まんぷく食堂」や「うみマルシェ」も開催され、盛り上がりを見せていました。

『子安大祭』を通して、「子安の杜」として知られる宇美八幡宮が、人々の笑顔に包まれた一日でした。



稚児行列



餅まきの様子



浦安の舞



御神輿行列



宇美神楽



図 シティプロモーション課 文化財保護係 ☎ 934-2370 FAX 934-2371